

## 世田谷区公金管理方針

### 第1. 目的及び適用範囲

#### 1. 本方針の目的

本方針は、世田谷区会計管理者の管理する公金について管理の原則及び管理方法を定めることにより、安全性を第一に効率的な公金管理を行うことを目的とする。

#### 2. 本方針の適用範囲

本方針は、歳計現金、歳入歳出外現金、運用基金（以下「歳計現金等」という。）及び積立基金に属する現金、預金、及び有価証券について適用する。

### 第2. 公金管理の原則

#### 1. 公金管理の原則

##### (1) 安全性の確保

元本の安全性の確保を最重要視し、資金元本が損なわれることを避けるため、安全な金融商品により保管・運用するとともに、預金については金融機関の経営の健全性に十分留意する。

##### (2) 流動性の確保

支払等に支障をきたさないよう、必要な資金を確保するとともに、緊急の需要に備え、資金の流動性を常に確保する。

##### (3) 効率性の確保

安全性を第一に、公金運用の収益性を配慮し、効率性の確保に努める。

#### 2. 公金運用計画の策定

本方針に基づき、毎年度、公金運用計画を策定する。策定にあたっては「世田谷区公金運用委員会」（会計管理者が別に定める要綱により設置する。以下「委員会」という。）に諮り、必要に応じて外部専門家の意見を聴いたうえ決定する。

個別の資金保管・公金運用は、公金運用計画に基づき会計管理者が決定する。

また、会計管理者は公金運用計画に基づく公金運用実績について委員会の意見を聴いたうえ、区長に報告する。

#### 3. 資金管理の方法

##### (1) 保管・運用の基本

安全性の確保を最重要視し、流動性を確保しつつ、これらを前提として効率性を追求する観点から、資金全体の金融商品の構成が最適となるよう努める。

## (2) 取引の基本

公金の管理・運用にあたっては、競争性に優れた引合方式及び機動性に優れた相対方式のうち、資金状況や金利動向等に留意し、効率性の高い手法を用いる。

## (3) 満期保有の原則

資金の保管・運用にあたっては、当該商品を満期又は期限まで持ちきることを原則とする。ただし、下記の場合に限り、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

- ① 資金の安全性を確保するために必要な場合
- ② 流動性を確保するために必要な場合
- ③ 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるため商品の入替を行う場合

## 第3. 金融商品の選択

### 1. 歳計現金等

#### (1) 対象とする金融商品

歳計現金等の保管は、次に挙げるものにより行う。

- ① 当座預金
- ② 普通預金
- ③ 通知預金
- ④ 別段預金
- ⑤ 定期預金
- ⑥ 譲渡性預金

#### (2) 保管期間の上限

歳計現金等の保管期間は、原則として一会計年度内とする。

### 2. 積立基金

#### (1) 対象とする金融商品

積立基金の運用は、次に挙げるものにより行う。

- ① 普通預金
- ② 定期預金
- ③ 譲渡性預金
- ④ 外貨預金（先物予約付）
- ⑤ 国庫短期証券
- ⑥ 国債
- ⑦ 政府保証債
- ⑧ 地方債
- ⑨ 財投機関債（発行体が債務履行の確実性が非常に高いと判断される格付を取得しているもの又はそれと同等と判断するもの）

#### (2) 運用期間の上限

積立基金の運用は、各基金の設置目的及び積立並びに取崩の計画等を勘案して1年を超えて行うことができる。

運用期間は20年を上限とする。ただし、預金による運用は1年までの期間とす

る。

## 第4. 預金の取扱

### 1. 預金先金融機関の選択

預金先金融機関は、当区の預金を希望する金融機関の中から、財務の健全性や地域経済への貢献、区政への貢献、当区との事務処理が円滑に行われること等を考慮して選択する。

財務の健全性については、「自己資本比率」、「不良債権比率」、「総資金利鞘」等の指標に基づく経営状況を踏まえて、預金先を決定する。

### 2. 預金の決定

個々の金融機関への預入期間、預入金額及び預金種別の決定にあたっては、財務の健全性や地域経済への貢献、区政への貢献等を総合的に勘案するとともに、必要に応じて引合を実施するなど、安全性と効率性の確保に努める。

### 3. 経営状況の分析

#### (1) 決算時の経営状況分析

預金先金融機関の経営状況について、3月期及び9月期の決算書やディスクロージャー誌等の財務資料を基に、外部専門家の検証を経て、健全性、収益性、破綻リスク等の側面から総合的に分析を行う。

#### (2) 継続的な経営状況監視

金融機関の経営悪化の兆候を早期に察知するため、「株価」、「格付」、「預金量」等の継続的な監視に努める。

また、必要に応じて金融機関からのヒアリングを行い、情報収集に努める。

#### (3) 預金の対応

(1) 及び (2) の経営状況分析結果に応じ、預入期間、預入金額の制限や新規預金の制限、中途解約などの対応を検討した結果、一定の制限を加える場合は、委員会の意見を聴き、区長に報告のうえ、会計管理者が判断する。

#### (4) 預金債権の借入金債務等との相殺

金融機関の破綻時において、当区の預金債権が存在し、借入金債務等がある場合は相殺により保全する。

## 第5. 債券の取扱

### 1. 債券の購入

債券の購入にあたっては、原則として額面価格以下（経過利息の支払により購入時の支払金額が額面価格を超える場合を含む）で購入する。ただし、額面価格以下での購入が困難なときは、額面を超える価格の債券を購入できるものとする。

### 2. 債券の保管

購入した債券は保管先機関の固有財産との分別管理及び資金の決済業務等が確実にされる機関で保管するものとし、定期的に保管状況等を確認する。

## 第6. 資金管理体制

### 1. 重要事項の報告

会計管理者は金融情勢等に応じた的確な判断のもとで安全かつ効率的な資金管理を行うため、必要に応じて委員会や外部専門家の意見を聴くとともに、重要な事項については区長への報告を行う。

### 2. 資金管理に従事する者の責務

資金管理に従事する者は、扱う資金が区民から預かった公の財産であることを踏まえ、全ての資金管理に関する事項を判断、決定、実行するにあたり、区民の利益を最優先し、法令及び本方針に定める諸要件を誠実に遵守しなければならない。

また、資金管理を行うにあたって、最大限区民の利益となるよう、金融情勢等に対して一般の資金運用者が払うべき注意を怠ってはならない。

## 第7. 本方針の見直し

本方針は、必要に応じて見直しを行うものとする。なお、重要な変更を行う必要が生じた場合は委員会に諮り、区長の決定を受けなければならない。

### 附則（施行期日）

本方針は、平成22年4月1日から施行する。

### 附則（平成22年6月1日22世会計第42号）

本方針は、平成22年6月1日から施行する。

### 附則（平成27年3月25日26世会計第201号）

本方針は、平成27年4月1日から施行する。

### 附則（平成28年3月10日27世会計第297号）

本方針は、平成28年3月15日から施行する。

### 附則（令和5年6月15日5世会計第142号）

本方針は、令和5年6月22日から施行する。